

件名

協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項から第六項まで、第五十二条第一項及び第二項並びに第五十四条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第五十一条第二項及び第四項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項から第六項まで、第五十二条第一項及び第二項並びに第五十四条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示（平成二十六年金融庁告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

	改 正 後		改 正 前
(債務の保証)		(債務の保証)	
第二条 規則第五十一条第二項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄六に掲げる取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表（規則第五十一条第一項に規定する貸借対照表をいう。第四条において同じ。）に計上されるものを除く。）とする。		第二条 規則第五十一条第二項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄七に掲げる取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表（規則第五十一条第一項に規定する貸借対照表をいう。第四条第一項において同じ。）に計上されるものを除く。）とする。	
(債務の保証以外のオフ・バランス取引)		(債務の保証以外のオフ・バランス取引)	
第三条 規則第五十一条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。		第三条 「同上」	第三条 「同上」
一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表十の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供 〔二・三 略〕		一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供 〔二・三 同上〕	
(オフ・バランス取引の信用の供与等の額の算出方法)		(オフ・バランス取引の信用の供与等の額の算出方法)	
第四条 「略」「項を削る。」		第四条 「同上」	第四条 「同上」
2 前項の規定にかかわらず、自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項の中欄一に掲げる取引に係る信用の供与等の額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額をいう。）に百分の十を乗じて得た額とする。			

(外国政府等)

第五条 令第三条第十二項第四号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 自己資本比率告示第二十八条及び第三十一条第三項の規定により、向けられたエクスボージャーのリスク・ウェイトが零パーセントであるもの

備考 表中の「」の記載は注記である。

(外国政府等)

第五条 「同上」

一 「同上」

二 自己資本比率告示第二十八条及び第三十一条第二項の規定により、向けられたエクスボージャーのリスク・ウェイトが零パーセントであるもの

## 附 則

### (適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

### (経過措置)

2 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和六年金融庁告示第 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う信用協同組合等については、なお従前の例による。